

京都市告示第318号

京都市水路等管理条例第2条第1号の規定に基づき、水路等を次のように指定し、同条例第3条第1項の規定に基づき、次の水路等の一部を廃止します。

当該水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市建設局において告示の日から2週間公衆の縦覧に供します。

平成23年11月21日

京都市長 門川大作

(指定水路等)

整理番号	名称	起終	点
1	上賀茂水0098号	北区上賀茂茨谷町1番地地先 同町2番地地先	点
2	静市水00220号	左京区静市静原町804番地地先 同町800番地地先	点
3	常盤水0011号	右京区常盤窪町15番地の18地先 同町13番地の7地先	点
4	西院水5001号	右京区西院日照町200番地の2地先 同上	点
5	西院水5002号	右京区西院安塚町200番地の2地先 同上	点
6	西院水5003号	右京区西院安塚町200番地の2地先 同上	点
7	西院水5004号	右京区西院東貝川町100番地の3地先 同上	点
8	西院水5005号	右京区西院東貝川町100番地の3地先 同上	点

(一部廃止水路等)

整理番号	名称	廃止する起点 廃止する終点
------	----	------------------

1	岩倉水0014号	左京区岩倉三宅町380番地の10地先 同町373番地の4地先

(建設局土木管理部道路明示課)